



自動車燃料費助成券の利用について

市内に住所を有する重度心身障がい者の方を対象に自動車燃料費の一部を助成しています。
自動車燃料費助成券又は福祉タクシー利用券（デマンド交通・乗合型デマンド交通共通）のいずれかの交付となり、重複しての交付はできません。

【対象者】 次の①②③のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳の交付を受けていて、１級又は２級の障がい者を有する方
- ②療育手帳の交付を受けていて、**㊦**又は**A**の障がい者を有する方
- ③精神障害者保健福祉手帳（有効期限内のもの）の交付を受けていて、１級又は２級の障がい者を有する方

【利用できる給油所】

裏面の鴻巣市内の給油所で利用できます。（セルフ給油所を除く）

※給油前に、従業員にご確認ください。

【助成額】 交付は年度内１回限りとなります。

- ① ４月１日時点で交付対象の方（４月１日時点で手帳をお持ちで申請できた方）
申請月にかかわらず１枚７００円の助成券を１２枚お渡しいたします。
- ② 年度途中で新規に交付対象となった方（新規に対象手帳交付の方又は転入の方）
１枚７００円の助成券を月１枚の割合で交付します。※申請月により交付枚数が変わります。
例）４月申請…１２枚交付　５月申請…１１枚交付　６月申請…１０枚交付

【利用上の注意事項】

- ① １回の給油につき、複数枚の利用は可能ですが、おつりは出ません。
- ② 助成券を利用するときは、給油所の従業員に申し出てください。
※この券で給油される場合は、店頭現金価格ではなく、掛売価格となりますので、店頭現金価格とは異なります。（現金価格でご協力していただいている給油所もあります。）
- ③ 助成券の再発行はしません。また、交付した自動車燃料費助成券から福祉タクシー利用券（デマンド交通・乗合型デマンド交通共通）への変更はできません。
- ④ 助成券の有効期限は令和８年３月３１日までです。
- ⑤ 次の場合は、助成券を速やかに返還してください。
（イ）死亡したとき　（ロ）市外に転出したとき　（ハ）その他資格がなくなったとき
- ⑥ 助成券を他人に譲渡するなど不正に使用すると、今後、利用できなくなる場合もあります。

❖ 翌年度も引続き該当する場合は、翌年度４月１日以降、改めて申請をしてください。

【担当】 障がい福祉課 障がい福祉担当 【TEL】 ０４８－５４１－１３２１（内線）２６１７・２６７８
【FAX】 ０４８－５４１－１３２８

令和7年度 自動車燃料費助成券取扱給油所一覧

令和7年4月1日現在

No.	給油所名	住所	電話番号	現金価格 (※)
1	エネオス (有)近江商店 鴻巣給油所	鴻巣市本町2-1-1	048-541-0009	○
2	エネオス 吹上西SS 埼玉礦油(有)	鴻巣市大芦4545-1	048-548-4532	
3	出光興産 (有)坂口石油 川里給油所	鴻巣市屈巢3894	048-569-0920	
4	出光 (株)東日本宇佐美 17号鴻巣SS	鴻巣市箕田3223-1	048-596-6511	
5	出光興産 広田SS 野口屋商店	鴻巣市広田2430	048-569-0020	○
6	昭和シェル 丸新石油(株) ニュー鴻巣SS	鴻巣市天神1-8-20	048-541-5635	○
7	(有)吉田商店 エネオス 吹上給油所	鴻巣市吹上本町3-10-10	048-548-0914	
8	エネオス ゲートイン鴻巣SS (株)小川商店	鴻巣市上生出塚770	048-543-8810	○

(※) 自動車燃料費助成券で給油される場合は、掛売価格となりますので現金価格とは異なりますが、○印の給油所については現金価格で
ご協力いただいております。